

7 瀬戸内海環境保全対策

7.2 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく対策

(1) 瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

瀬戸内海環境保全対策については、瀬戸内海環境保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づく各種の施策を講じており、その概要は次のとおりである。

瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和48.10.2公布、48.11.2施行）
瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和53.6.13公布、54.6.12施行）
瀬戸内海環境保全特別措置法 最新改正（令和3.6.9公布、4.4.1施行）

○瀬戸内海は、古来よりすぐれた自然景勝地であるとともに貴重な漁業資源の宝庫であるという恵まれた自然条件を有している。しかし、その周辺に産業や人口が集中した昭和40年代に水質の汚濁が急速に進行したことなどを背景に、水質保全対策等を強力に推進することが要請された。このため、昭和48年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、さらに、平成27年の改正では、瀬戸内海の有する価値や機能が最大限に発揮された「豊かな海」とする考え方が明確にされ、瀬戸内海環境保全に関する基本理念の新設、具体的施策の追加等の措置を講ずることとされた。令和3年の改正では、汚濁負荷量の削減に係る規定が削除され、生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関し特別の措置を講ずることとされた。

(1) 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（法第3～4条）

政府は瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を策定し、関係府県知事は第二条の二の基本理念にのっとり、かつ、基本計画に基づき府県計画を定めることとされている。これまで、昭和53年に基本計画が策定され、令和4年に変更が閣議決定された。また、昭和56年に定められた府県計画は、平成28年に変更されている。

(2) 特定施設の設置及び変更の許可制度（法第5～10条）

特定施設を設置しようとする者は、府県知事又は政令市長の許可を受けなければならないこととされている。

(3) 指定物質に係る削減指導（法12条の3）

公共用水域に排出される富栄養化による生活環境に係る被害を生ずるおそれがある指定物質は削減方針を定めることを指示することができる。

(4) 栄養塩類の管理計画の策定（法12条の6）

関係府県知事は、栄養塩類の適切な増加措置の実施に関する計画を定めることができる。

(5) 自然海浜保全対策（法第12条の13、14）

府県が条例に基づき自然海浜保全地区を指定することとされている。（令和3年12月末現在91地区）

(6) 埋立てについての特別の配慮（法13条）

公有水面の埋立ての免許について、府県知事は、第2条の2第1項の瀬戸内海の特異性につき十分配慮しなければならないものとされている。

(7) その他

- ① 下水道及び廃棄物の処理施設の整備等（法第14条）
- ② 海難等による油の排出の防止等（法第17条）
- ③ 環境保全技術開発等の促進（法第18条）
- ④ 赤潮等による漁業被害者の救済（法第19条）

注）瀬戸内海関係府県：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県（2府11県）

7 瀬戸内海環境保全対策

「瀬戸内海環境保全基本計画」の概要

○根拠法令 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）

（法律条文） 第 3 条 政府は、前条の基本理念にのっとり、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観および文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定しなければならない。

○基本計画 （昭和53. 4. 21閣議決定、 同年 5. 1 総理府告示第 11 号
平成 6. 7. 5 一部変更閣議決定、 同年 7. 15 総理府告示第 24 号
平成12. 12. 19全部変更閣議決定、 同年 12. 27 総理府告示第 71 号
平成27. 2. 27全部変更閣議決定、 同年 3. 16 環境省告示第 30 号）

計画の性格：国民に対して瀬戸内海の環境保全の目標を示し、その理解と協力を得て、各種関係法令及び関係計画と連携しつつ、国、地方公共団体及びその他の者がその目標を達成するために講ずべき施策等の基本的方向を明示するとともに、諸施策の実施に当たって指針となるべきもの。

計画の期間：計画の期間は概ね 10 年とする。また、策定時から概ね 5 年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

I. 計画の目標

美しい景観・憩い・多様な生物の生息・生育の場としての「庭」、漁業生産の場としての「畑」、物流や人流・物質の供給路としての「道」に例えられる多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を目指す。

1) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標

藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全及び必要に応じた再生・創出、自然海浜等の保全、底質及び窪地の悪影響の防止・改善、海砂利採取の抑制、埋立てによる環境影響の回避・低減、防災・減災対策における自然との共生及び環境との調和への配慮

2) 水質の保全及び管理に関する目標

水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のための計画的かつ総合的な対策、水質環境基準の達成・維持、水質管理に関する検討や順応的な取組の推進、赤潮の発生機構の解明及び人為的要因の削減、下水道等の整備による生活排水対策の推進、水質の保全及び底質環境の改善、有害化学物質等の低減対策の推進、油流出事故に係る未然防止措置及び事故発生時における防除体制整備、自然とのふれあいの場等の水質の保全

3) 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

自然景観の核心的な地域（国立公園、県立自然公園等として指定）の保全、自然海岸の保全及び回復、緑の保護・管理、史跡・名勝・天然記念物等の文化財の保全、海面及び海岸の清浄な保持、エコツーリズムの推進

4) 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標

水産動植物の増殖の推進及び水産資源の適切な保存・管理

II. 目標達成のための基本的な施策

- 1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出
- 2 水質の保全及び管理
- 3 自然景観及び文化的景観の保全
- 4 水産資源の持続的な利用の確保
- 5 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
- 6 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
- 7 島しょ部の環境の保全
- 8 基盤的な施策

III. 計画の点検

水質及び底質の汚染状態を示す項目、水温等のほか、指標を用いた取組の状況の把握
具体的な施策の実施事例等による取組の状況の把握

7 瀬戸内海環境保全対策

(2) 府県計画の推進

「瀬戸内海環境保全特別措置法」第4条の規定により、瀬戸内海関係13府県知事は、昭和53年4月に策定された瀬戸内海環境保全基本計画（平成27年2月全部変更）に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について昭和56年7月に府県計画を策定した。

その後、昭和62年12月、平成4年6月、平成9年9月、平成14年7月、平成20年5月及び平成28年に一部変更された。

瀬戸内海関係13府県それぞれの瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数と全市町村に対する割合は、表7-2(1)のとおりである。また、湾・灘別の環境保全特別措置法対象市町村数は表7-2(2)のとおりである。

表7-2 (1) 瀬戸内海関係13府県の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数

府 県 名	全市町村数 (A)	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数				全市町村に 対する割合 (B/A)
		市	町	村	計(B)	
京 都 府	26	10	7	1	18	69%
大 阪 府	43	33	9	1	43	100%
兵 庫 県	41	27	10	0	37	90%
奈 良 県	39	12	15	6	33	85%
和 歌 山 県	30	6	9	0	15	50%
岡 山 県	27	15	10	2	27	100%
広 島 県	23	13	9	0	22	96%
山 口 県	19	12	5	0	17	89%
徳 島 県	24	8	13	1	22	92%
香 川 県	17	8	9	0	17	100%
愛 媛 県	20	11	6	0	17	85%
福 岡 県	60	3	6	1	10	17%
大 分 県	18	14	3	1	18	100%
計	387	172	111	13	296	76%

出典：各府県調べ（令和3年12月現在）

表7-2 (2) 湾・灘別の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数

湾・灘名	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数			
	市	町	村	計
紀伊水道	22	26	5	53
大阪湾	68	30	4	102
播磨灘	35	21	2	58
備讃瀬戸	18	12	0	30
備後灘	6	2	0	8
燧灘	10	2	0	12
安芸灘	4	1	0	5
広島湾	11	8	0	19
伊予灘	16	8	0	24
周防灘	23	10	2	35
豊後水道	6	2	0	8
響灘	2	0	0	2
計	221	122	13	356

注）湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

出典：各府県調べ（令和3年12月現在）

7 瀬戸内海環境保全対策

(3) 特定施設の設置等の許可

瀬戸内海関係 13 府県においては「瀬戸内海環境保全特別措置法」第 5 条及び第 8 条の規定に基づき特定施設の設置等について許可制が採られており、表 7-3 にあるように令和元年度は設置の許可 216 件、変更の許可 375 件が行われた。特定事業場の府県・政令市別規模別内訳を表 7-4 に、排出水量の規模別内訳を表 7-5 に示す。

表 7-3 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可・措置命令等件数

(令和元年度)

府県 政令市	第 5 条 第 1 項 の許可	第 8 条 第 1 項 の許可	第 11 条の措置命令			第 7 条 第 2 項 の届出	第 8 条 第 4 項 の届出	第 9 条 の届出	第 10 条 第 3 項 の届出
			第 5 条 に係る もの	第 8 条 に係る もの	計				
京 都 府	1	8					1	22	2
大 阪 府	8	17					2	39	1
兵 庫 県	24	30					18	83	6
奈 良 県	3	5						14	2
和 歌 山 県	2	6						16	
岡 山 県	16	13					3	45	3
広 島 県	9	20						49	3
山 口 県	17	46						64	4
徳 島 県	9	19						40	3
香 川 県	5	4					7	27	3
愛 媛 県	16	35						49	1
福 岡 県		2						8	
大 分 県	14	6						17	3
府 県 計	124	211					31	473	31
京 都 市	4	2					4	4	
大 阪 市	2	6						14	
豊 中 市									
高 槻 市	1	1						2	
枚 方 市	1	3						7	
八 尾 市									
東 大 阪 市								1	
神 戸 市	8	16						19	
姫 路 市	2	18						14	
尼 崎 市	6	17					2	13	2
明 石 市	1	3					1	11	
西 宮 市	1							3	
奈 良 市								4	
和 歌 山 市	3	3						19	1
岡 山 市	3	8					3	15	
倉 敷 市	12	23					2	29	1
広 島 市	2	7						15	
呉 市		2						5	
福 山 市	2	1						4	1
下 関 市	7	10						6	3
徳 島 市	9	9						11	1
高 松 市	1	1						9	2
松 山 市	4	6					3	16	2
北 九 州 市	10	20						23	1
大 分 市	13	8					6	23	
政 令 市 計	92	164					21	267	14
合 計	216	375					52	740	45

- 注) 1. 第 5 条の許可とは、「特定施設の設置」の許可である。
 2. 第 8 条の許可とは、「特定施設の構造等の変更」の許可である。
 3. 第 7 条第 2 項の届出とは、「特定施設に係る経過措置」の届出である。
 4. 第 8 条第 4 項の届出とは、「軽微な変更」の届出である。
 5. 第 9 条の届出とは、「氏名等の変更」の届出である。
 6. 第 10 条第 3 項の届出とは、「承継」の届出である。

出典：「令和元年度 水質汚濁防止法等の施行状況」（環境省、令和 3 年 1 月）

7 瀬戸内海の環境保全対策

表 7-4 特定事業場の府県別規模別内訳

(令和2年3月末現在)

規模別 府県 政令市別	水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数						瀬戸内海法上の特定事業場					
	特定事業場 総数	有害物質貯蔵指定事業場				有害物質貯蔵指定事業場 総数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 のみ	内訳				
		①平均排水 量50m ³ /日 以上の事 業場数	②うち有害 物質使用 特定事業 場 (地下浸透 分)	③平均排水 量50m ³ /日 未満の事 業場数	④うち有害 物質使用 特定事業 場 (地下浸透 分)			⑤第5条第 3項有害 物質使用 特定事業 場	総数	①平均排水 量50m ³ /日 以上の事 業場数	②うち有害 物質使用 特定事業 場	③平均排水 量50m ³ /日 未満の事 業場数
京都	3,727	224	12	3,503	120	50	4	97	79	17	18	3
大阪	1,693	89		1,530	187	69	10	156	143	25	13	1
兵庫	6,894	518	94	6,376	432	75	6	281	257	61	24	6
奈良	2,801	211	8	2,590	129	12		220	212	19	8	2
和歌山	2,930	314	14	2,616	84	16	1	79	75	6	4	
岡山	2,686	152		2,532	105	41	2	199	186	34	13	1
広島	3,685	295	5	3,390	94	26	7	226	200	21	26	4
山口	3,364	210	5	3,103	91	67	8	225	224	72	1	
徳島	3,495	112		3,376	41	23	2	167	152	19	15	
香川	2,535	104		2,431	53	27	2	192	169	13	23	1
愛媛	3,384	162		3,212	53	36	6	197	188	35	9	
福岡	4,019	617	41	3,351	82	61	6	44	36	3	8	1
大分	4,256	217	2	4,039	29	15	2	147	145	6	2	
府県計	45,469	3,225	181	42,049	1,500	518	56	2,230	2,066	331	164	19
京都	982	7	1	847	71	25	4	19	17	2	2	
大阪	691	13		57	32	621	85	11	11	6		
堺	301	17		258	63	26	6	57	56	22	1	
岸和田	192	8		175	44	9	1					
豊中	87	2		68	20	17	2					
吹田	82	2		56	10	24	7					
高槻	112	2		103	17	7	4	8	7	1	1	
枚方	240	37	13	202	26	1	7	12	12	4		
茨木	119	1		110	40	8	4					
八尾	275	5		244	50	26	4	3	3	1		
寝屋川	120	1		114	20	5	2	1	1			
東大阪	166	2		86	9	78	2	5	5	1		
神戸	855	38		769	207	48	53	9	50	48	11	2
姫路	371	41		318	24	12	22	3	56	51	9	5
尼崎	119	4		57	8	58	37	7	18	16	9	2
明石	62	7		47	5	8	8		15	15	3	
西宮	162	3		158	2	1	6	1	11	9	1	2
加古川	215	9		203	3	11	1					
宝塚	110			110	3	1						
奈良	310	17		288	16	5		23	20	2	3	
和歌山	745	63	4	671	31	11	16	5	74	70	7	4
岡山	1,026	73		936	46	17	21	4	79	74	14	5
倉敷	556	13		543	38	30	2	107	103	28	4	
広島	978	30		909	61	39	35	1	34	30	7	4
呉	581	27		551	37	3	2	14	13	3	1	1
福山	675	23		646	56	12	1	47	40	6	7	
下関	572	11		561		7		40	38	14	2	
徳島	683	60		616	13	7		47	44	8	3	1
高松	1,037	25		1,001	42	11	9	41	36	5	5	1
山松	633	27		599	36	7	5	65	61	8	4	1
北九州	250	8		151	17	91	58	7	48	48	25	
大分	887	45		839	48	3	22	1	54	52	17	2
政令市計	14,194	621	18	12,293	1,092	1,280	560	77	939	880	214	59
合計	59,663	3,846	199	54,342	2,592	1,475	1,078	133	3,169	2,946	545	223

注) 有害物質貯蔵指定事業場は、「有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場」であり、特定施設が設置されている事業場も含む。

出典：「令和元年度 水質汚濁防止法等の施行状況」(環境省、令和3年1月)

7 瀬戸内海の環境保全対策

表 7-5 特定事業場の排水量規模別内訳

(令和2年3月末現在)

区 分	全 特 定 事 業 場 数	排水量規模				水質汚濁防止法第5条第3項(②、④以外の有害物質使用特定事業場)	有害物質貯蔵指定事業場(うち有害物質貯蔵指定施設のみ)	
		① 1日当たりの平均排水量50m ³ 以上の事業場数	② うち有害物質使用特定事業場	③ 1日当たりの平均排水量50m ³ 未満の事業場数	④ うち有害物質使用特定事業場			
令和2年3月末現在(A)		260,815 (6)	30,749	3,717 (2)	226,259	10,570 (4)	3,807	3,901 (436)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	257,646 (6)	27,803	3,172 (2)	226,036	10,543 (4)	3,807	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,169	2,946	545	223	27		
平成31年3月末現在(B)		261,765 (3)	31,195	3,701 (2)	226,631	10,636 (1)	3,939	3,837 (468)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	258,523 (3)	28,182	3,175 (2)	226,402	10,607 (1)	3,939	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,242	3,013	526	229	29		
対前年比(A/B)		(100%)	(99%)	(100%)	(100%)	(99%)	(97%)	(102%)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	(100%)	(99%)	(100%)	(100%)	(99%)	(97%)	
	瀬戸内海法上の特定事業場	(98%)	(98%)	(104%)	(97%)	(93%)		

- 注) 1. 水質汚濁防止法上の特定事業場数は全国を対象としている。
 2. (%)内の数値は全特定事業場に対する構成比である。
 3. 数字下の()内の数値は特定地下浸透水の浸透に係わるもので内数である。
 4. 水質汚濁防止法第5条3項の有害物質使用特定事業場、及び、有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年6月から新たに規制対象に追加。
 5. 有害物質貯蔵指定施設のみの事業場には、瀬戸内海法上の特定事業場に有害物質貯蔵指定施設が設置されている事業場も含まれる。

出典：「令和元年度 水質汚濁防止法等の施行状況」(環境省、令和3年1月)

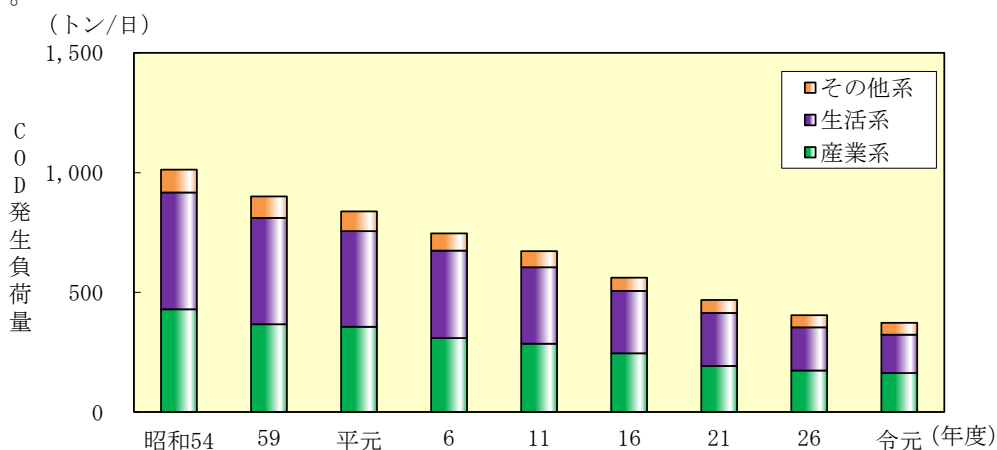
7 瀬戸内海環境保全対策

(4) 発生負荷量の推移

瀬戸内海における化学的酸素要求量（COD）の発生負荷量は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量規制が導入された昭和54年度以降減少している。

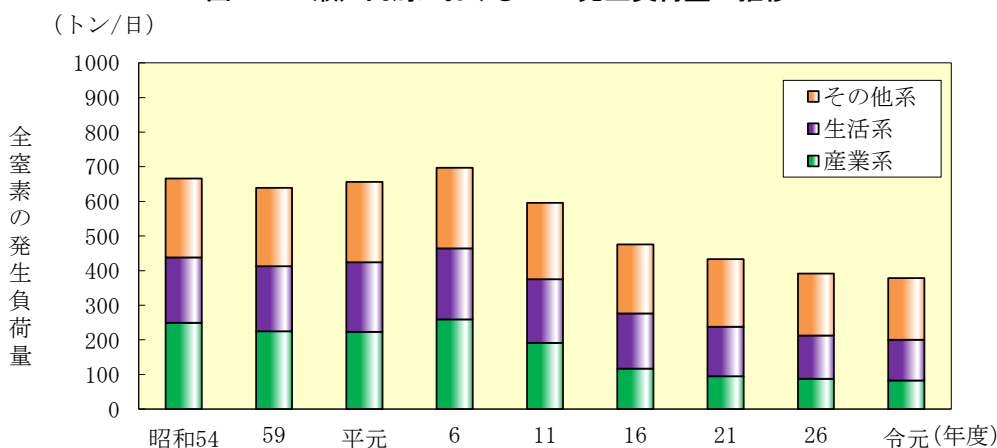
瀬戸内海におけるCOD発生負荷量の推移を図7-5に示す。

また、全りんについては昭和54年から、全窒素については平成8年から削減指導が行われ、平成13年から水質汚濁防止法に基づく総量削減が導入されている。窒素及びりんの発生負荷量の推移を図7-6、7-7に示す。



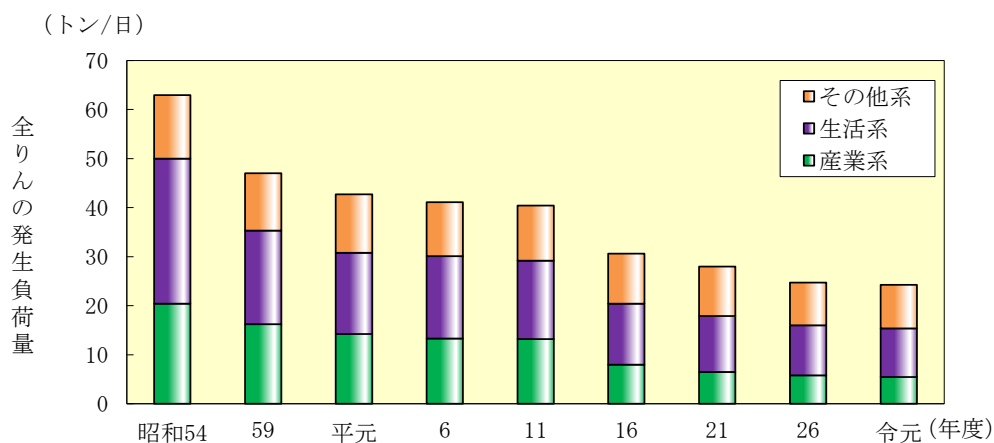
出典：発生負荷量等算定調査（環境省）をもとに作成

図7-5 瀬戸内海におけるCOD発生負荷量の推移



出典：発生負荷量等算定調査（環境省）及び関係府県による推計結果をもとに作成

図7-6 瀬戸内海における全窒素発生負荷量の推移



出典：発生負荷量等算定調査（環境省）及び関係府県による推計結果をもとに作成

図7-7 瀬戸内海における全りん発生負荷量の推移

7 瀬戸内海的环境保全対策

(5) 自然海浜保全地区制度

瀬戸内海においては、各種の開発等により自然海浜が著しく減少したことから、残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全することが重要な課題である。このため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の7によって関係府県は条例により、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、

- ① 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの。
- ② 海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。

に該当する区域について、自然海浜保全地区として指定できる旨規定された。

自然海浜保全地区では、工作物の新築等に関して届出制が採用され、自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られている。

これを受けて関係府県のうち11府県において条例が制定され、令和3年12月末までに91地区の自然海浜保全地区が指定されている。保全地区の位置を図7-8に示す。

表7-6 自然海浜保全地区内における行為の届出・通知件数（行為の種類別）

府 県 名	行 為 の 種 類						備 考
	工作物の 新 築	土地の形 の 変 更	鉱物の掘採	土石の採取	その他	計	
大 阪	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
兵 庫	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
和 歌 山	—	—	—	—	—	—	地区指定なし
岡 山	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
広 島	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
山 口	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
徳 島	—	—	—	—	—	—	地区指定なし
香 川	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
愛 媛	0	0	0	1	0	1	勧告・助言なし
福 岡	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
大 分	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
計	0	0	0	1	0	1	

注) 令和3年1月～令和3年12月末まで

出典：環境省調べ

我が国における海洋保護区の設定のあり方（第8回総合海洋政策本部会合了承）

海洋保護区は、近年、沿岸及び海洋における生物多様性の保全等の手段として重要視されてきており、海洋基本計画（平成20年3月閣議決定）においても、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進することとされている。我が国の海洋保護区は「生物多様性保全戦略」において以下のとおり定義されている。

『海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域』

我が国において、「海洋保護区」と命名された区域の指定制度は存在しないが、上記の定義に合致する各種規制区域が制度化されており、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区についても我が国における海洋保護区の一つとして整理されている。

7 瀬戸内海の環境保全対策

表 7-7 自然海浜保全地区の指定状況

府県名	大阪府	兵庫県	和歌山県	岡山県	広島県	山口県
事例名	大阪府自然海浜保全地区条例	環境の保全と創造に関する条例	和歌山県自然海浜保全地区条例	岡山県自然海浜保全地区条例	広島県自然海浜保全条例	山口県自然海浜保全地区条例
公布	昭和56年3月27日	平成7年7月18日	平成11年3月19日	昭和56年3月25日	昭和55年3月28日	昭和56年10月16日
施行	昭和56年10月1日	平成8年1月17日	平成11年6月1日	昭和56年4月1日	昭和55年5月1日	昭和57年4月1日
指定年月日及び地区名	昭和58年11月21日 ・長松 ・小島	昭和56年3月24日 ・安乎 ・厚浜 昭和58年3月4日 ・久留麻	地区指定なし	昭和57年3月26日 ・北木島楠 ・北木島西の浦 ・西脇 ・宝伝 ・銚島 昭和58年3月22日 ・沙美東 昭和59年3月27日 ・唐琴の浦	昭和55年8月1日 ・阿多田島長浦 ・佐木大野浦 ・七浦 昭和56年3月31日 ・干汐 ・大串 昭和56年9月22日 ・長浜 ・横山 昭和57年3月31日 ・大柿長浜 ・梶ノ鼻 ・高根 昭和58年3月31日 ・百島 ・大附 ・中小島 ・箱崎 ・グイビ 昭和59年3月31日 ・柄鎌瀬戸 昭和62年3月31日 ・恋が浜 平成2年3月31日 ・大浦崎 平成3年3月31日 ・須之浦	昭和58年3月15日 ・長浦 ・白浜 ・安岡 昭和58年7月5日 ・室津 ・小串 ・ならび松 ・犬嶋 昭和60年3月29日 ・刈尾
計	2	3	—	8	19	8
府県名	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	大分県	
事例名	徳島県自然環境保全条例	香川県自然海浜保全条例	愛媛県自然海浜保全条例	福岡県自然海浜保全地区条例	大分県自然海浜保全地区条例	
公布	昭和55年10月30日	昭和55年7月31日	昭和55年3月18日	昭和55年7月17日	昭和55年10月1日	
施行	昭和56年1月1日	昭和55年12月20日	昭和55年4月1日	昭和55年10月1日	昭和56年4月1日	
指定年月日及び地区名	地区指定なし	昭和57年1月21日 ・小浦 ・鎌野 ・高尻 昭和57年10月1日 ・竹居 昭和58年3月29日 ・大浜 ・鴨越 昭和59年3月30日 ・小浜 ・古江 ・遠手浜 昭和59年11月13日 ・小部 ・鹿島 ・甲崎東 昭和60年5月28日 ・田井 ・千軒 昭和61年3月28日 ・仁老浜 昭和61年10月31日 ・松尾 平成元年3月31日 ・青木 平成2年3月20日 ・名部戸 平成2年11月6日 ・尾子 ・袖ヶ浜 平成4年3月27日 ・羽立 平成4年12月4日 ・室浜 平成5年11月24日 ・吉野崎	昭和56年4月14日 ・寒川海岸 ・津波島海岸 ・ねずみ島海岸 ・三机須賀の森海岸 ・白浦海岸 ・赤松海岸 昭和57年6月8日 ・盛五反田海岸 ・宗方海岸 ・肥海篠浜潮干狩場 ・高野川海岸 ・横ハエ海岸 ・田の浜海岸 昭和58年4月26日 ・余木崎海岸 ・戸坂海岸 ・出走海岸 ・灘町海岸 ・川之浜海岸 ・大久海岸 ・宮之串海岸 ・岩松川河口 ・元越海岸 昭和59年8月7日 ・沖浦海岸 ・塩成海岸	昭和57年3月6日 ・喜多久 ・三毛門 昭和62年12月24日 ・松江浦	昭和57年8月3日 ・富来浦 ・中越	
計	—	23	23	3	2	

出典：環境省調べ（令和3年12月末現在）

7 瀬戸内海の環境保全対策

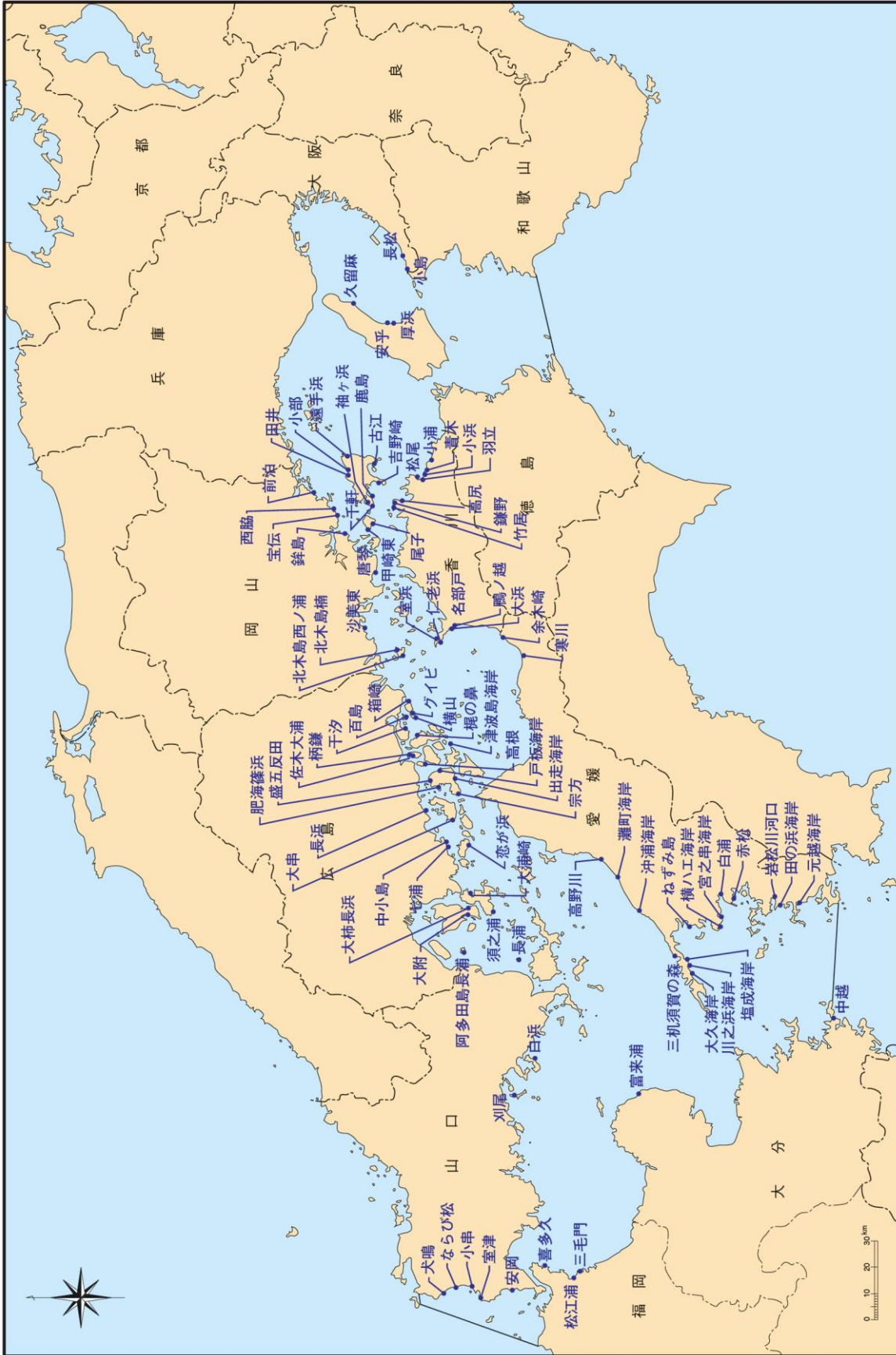


図 7-8 自然海浜保全地区位置図

出典：環境省調べ